

平成 22 年国勢調査の符号格付業務

平成 22 年 8 月 4 日
内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

1. 経緯

(独)統計センターが実施する符号格付業務について、「公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）」の別表に次の措置を講ずることとされている。

(独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成 22 年国勢調査における同業務について、平成 21 年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成 22 年中に結論を得る。

2. 統計調査分科会の審議内容

平成 21 年全国消費実態調査及び平成 21 年経済センサスー基礎調査の民間委託の実施結果を踏まえ、平成 22 年国勢調査の符号格付業務の官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについて審議を行ったところ、平成 22 年国勢調査の符号格付業務は、最低価格落札方式の一般競争入札において実施することが、第 24 回統計調査分科会（平成 22 年 7 月 27 日）において了承された。

(注) 符号格付業務

統計調査で集められた調査票の記入内容を、統計処理が可能となるよう、統計法第 28 条及び附則第三条の規定に基づき定められた分類基準に従って該当分類を判断し、当該分類符号を付与する業務。